

認定NPO法人への寄附に対する税制上の優遇措置について

認定NPO法人ヘルスプロモーションセンターへ寄附（賛助会費も寄附として扱われます。）をして頂いた場合、次のような税制優遇措置が受けられます。（税額控除を得るためには確定申告が必要です。）

1. 個人が寄付した場合

個人が寄附をした場合は特定寄附金に該当し所得税（国税）の計算において、寄付金控除（所得控除）又は税額控除のいずれか有利な方を選択することができます。

< 寄付金控除（所得控除） >

その年中に支出した特定寄附金の合計額（所得金額の40%相当額を限度）から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

< 税額控除 >

その年中に支出した認定NPO法人に対する寄付金の合計額から2千円を控除した金額の40%相当（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

詳しくは、所轄税務署にお問合せください。

また、個人住民税（地方税）の計算において、県民税4%、市町村民税6%（市町村が条例で定めている場合）の寄付金税額控除が適用されます。

詳しくは、お住まいの市区町村または都道府県までお問い合わせ下さい。

控除の例（年収300万円の人が1万円を寄付した場合）

< 税額控除の場合 >

- ・ 所 得 税（10,000円－2,000円）×40%＝3,200円
- ・ 個人住民税（10,000円－2,000円）×10%＝ 800円 合計 4,000円が控除

< 寄付金控除（所得控除の場合） >

- ・ 所 得 税（10,000円－2,000円）×5%（所得税率）＝400円
- ・ 個人住民税（10,000円－2,000円）×10%＝ 800円 合計 1,200円が控除

所得税は税額控除と所得控除の有利な方を選択できます。

この例では、税額控除の方が控除額が大きくなります。

2. 法人が寄付した場合（損金算入限度額の枠が拡大します。）

法人が寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

3. 相続人等が相続財産等を寄付した場合

当法人にお問い合わせ下さい。

以上